

## 令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う電気料金の特別措置について

このたびの震災により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、このたびの災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域のうち、お申し出いただいたすべてのお客様に対して、電気料金等の特別措置を適用させていただきます。

災害救助法の適用地域については、内閣府による「令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害救助法の適用について」に準じて更新されます。最新情報については、「[内閣府発表\\_災害救助法の適用状況](#)」をご参照ください。

2025年12月16日時点での特別措置の対象地域については、以下の通りです。

### 記

#### < 災害救助法の適用地域 >

【青森県】八戸市、三沢市、むつ市、三戸郡南部町、三戸郡階上町

【青森県上北郡】野辺地町、七戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村

【岩手県】宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、九戸郡野田村、九戸郡洋野町

【岩手県下閉伊郡】山田町、岩泉町、田野畑村、普代村

※ 適用となる地域は内閣府発表の市町村及び隣接の市町村となります。適用となる市町村の詳細については内閣府の発表を参照ください。上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の対象地域といたします。

#### < 特別処置の内容 >

##### ① 支払期日の1ヵ月延長

2025年11月分※、2025年12月分、および2026年1月分、2026年2月分の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を1ヵ月間延長いたします。

※ 2025年11月分については、支払期日が災害救助法の適用日以降となる地域の方が対象

##### ② 不適用月の電気料金の免除

災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月の次の月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

##### ③ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2026年6月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

#### < 特別処置の申込み方法 >

この特別措置の適用をご希望されるお客様は、弊社までご連絡ください。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社エフエネ お客様サポートセンター

電話番号：0570-011-663（音声案内にそって、番号の5を押してください）

営業時間：10：00～17：30（土日祝を除く）